

葛南教育事務所だより



千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2-5-1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



「学力向上交流会」を開催します

【指導室より】

葛南教育事務所管内「学力向上交流会」は、千葉県の学力向上月間である11月を中心に、教員の指導力向上及び児童生徒の学力向上を目的として毎年開催されています。今年度も、全体会をオンデマンド形式、分科会をオンライン会議システムで実施します。

全体会の配信動画では県の学力施策や授業に役立つコンテンツなどの情報が多数紹介されています。一部の動画(※)は既に公開中です。分科会の参加に関わらず各学校でご視聴ください。分科会では、葛南五市の中から、優れた実践を行っている8名の先生方に提案をしていただきます。また、分科会ごとに参加者同士でグループ対話の時間を設けています。他市や異校種の方と交流する貴重な機会です。学力向上交流会が先生方や自校の教育活動実践のヒントになることを期待します。

日時 (1) 全体会(動画配信) ※「CHIBAの学力向上施策」Plantにて7月～公開中

令和8年10月30日(金)～11月13日(金)

(2) 分科会(オンライン会議システム)

令和8年11月13日(金) 午後2時30分～午後4時00分



	分科会内容	提案者
1	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指した授業づくり～单元内自由進度学習の実践～ (国語)	八千代市立萱田小学校 宇山 大樹 教諭
2	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指した授業づくり～自由進度学習の実践～ (算数)	八千代市立八千代台東小学校 平澤 祐子 教諭
3	公立小学校における自律的な探究学習の創造 ～「じぶん探究ナビ」とルーブリックを往還する理科授業の展開～ (理科)	八千代市立高津小学校 岡崎 鷹志 教諭
4	学習者主体の学びを支える効果的なICTの活用 (ICT活用)	八千代市立高津中学校 成田 正憲 教諭
5	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ～問いから始まり、対話で深まる数学の授業～ (数学)	船橋市立習志野台中学校 原 佳希 教諭
6	「対話」によって学びを深める児童の姿を目指した授業づくり (道徳)	市川市立行徳小学校 米丸 あかね 教諭
7	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ～対話・問題解決型学習を通して～ (社会)	習志野市立谷津南小学校 明石 智尋 教諭
8	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組 ～小中連携・発達段階の視点から～ (外国語)	浦安市立明海中学校 岡本 直子 主幹教諭



特別支援教育の関係資料を紹介します



【指導室 特別支援教育班】

千葉県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを理解し、適切な指導と必要な支援が実施できるよう、特別支援教育に関する資料を作成しています。本号では、その関係資料を紹介します。日頃の指導や支援、学級運営等にお役立てください。



	題名：特別支援教育指導資料（令和7年度版） 作成：令和7年3月 発行：千葉県教育委員会 内容：特別支援教育に携わる全ての学校・全ての教員に向けた「手引書」です。最新の特別支援教育を推進していくために、その内容を2年または3年ごとに改定しています。	
	題名：学びの困難さに対する指導の手立て集 作成：令和4年3月 発行：千葉県・千葉市教育委員会 内容：各教科の指導内容や指導方法について、指導者にとって分かりやすく、より身近なものになるよう、各教科で想定される「困難さ」「指導の工夫の意図」「手立て」の3段階で整理しています。	
	題名：合理的配慮事例集 作成：平成29年3月 発行：千葉県教育委員会 内容：学習場面と生活場面での合理的配慮の具体的内容について例示し、児童生徒等の特別な教育的ニーズに応じた合理的配慮を適切に提供できるようにしています（今後、改訂版を掲載予定）。	
	題名：特別支援教育におけるICT機器の活用実践事例集 作成：令和8年3月 発行：千葉県総合教育センター 内容：ICT活用による主体的・対話的で深い学びの実現方法を調査し、実践事例集を作成するとともに、自立活動の視点から学習・生活上の困難の改善や指導の充実への効果を分析しています。	

ぜひ、ご活用ください。

不祥事根絶に向けて

【管理課】

教職員による不祥事は、学校教育に対する県民の信頼を著しく失墜させる行為であり、なんとしても根絶しなければなりません。不祥事が起きると、児童生徒、保護者、地域の方と積み重ねてきた教育の成果・信頼を一瞬で失い、その後も学校に対する大きな不信感が残り続けます。

今年度もすでに、13件の懲戒処分（R8.9.2 現在）がありました。監督責任の1件を除くと、わいせつ・セクハラが9件、体罰・不適切な指導が1件、学校徴収金の着服が1件、管理職の許可なく私的なやり取りが1件となっています。そのうち懲戒免職が7件となっています。

令和8年6月10日に「懲戒処分の指針」の一部改正について（通知）があり、以下のように示されています。

【改正内容】 令和8年7月1日以降に発生した事案から適用

①児童生徒性暴力等を受けたことを知った場合の通報義務

学校の内外を問わず、自校に在籍する児童生徒が児童生徒性暴力等を受けたことを知りながら、管理職への通報その他適切な措置をとらなかった場合について、減給又は戒告とする。

②職務上関係のある児童生徒との間におけるSNS等

職務上関係のある児童生徒に対して電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、やりとりを行った職員は、減給又は戒告とする。ただし、職務上必要があり、かつ管理職の許可がある場合は、この限りでない。

・児童生徒性暴力等を受けたことを知った場合の通報義務について

教職員が自校の児童生徒に対して負う安全配慮義務に鑑み、自校の児童生徒が児童生徒性暴力等を受けたことを知りながら、管理職への通報その他適切な措置を取らなかった場合には非違行為となるとしたものです。

なお、児童生徒性暴力等の被害者が自校の児童生徒等ではない場合であっても、管理職への通報その他の適切な措置を取ることが求められます。

・職務上関係のある児童生徒との間におけるSNS等について

教職員と職務上関係のある児童生徒との間におけるSNS等を利用した不適切なやりとりを防止し、児童生徒の安全確保及び教職員の服務規律の徹底を図るため、見直しがされました。

職務上のやりとりか、私的なやりとりかを問わず、職務上関係のある児童生徒に対してSNS等を利用して行うやりとりを原則として非違行為とする。

なお、1対1又は1対多数のいずれの形態についても対象となっています。

本事務所では、巡回不祥事根絶研修会を行い、申込みのあった学校に管理主事が訪問しています。今年度は、8月現在88校を超える学校等から申込みがありました。

研修では、令和8年3月に不祥事防止有識者会議が、児童生徒性暴力等の根絶に向けて出された、千葉県教育委員会への提言をもとに、一人一人の不祥事根絶に対する意識を高めるとともに、教職員相互の抑止力を高め、不祥事が起きない職場風土を醸成することについてグループで話し合う時間を設けています。

今後も引き続き、申込みを受け付け、不祥事根絶のために最新の県下の状況等を伝えるとともに、「切実感」「当事者意識」「連帯感」を意識付けていきます。

臨時的任用職員募集のお知らせ

本事務所では、随時、臨時的任用職員を募集しております。お知り合いの方に、教員免許状をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ご紹介ください。

また、すでに教員免許状をお持ちになっていて、来年度から教職員として働きたいとお考えの方の中で、一足先に今年度中から働ける方がいらっしゃいましたら、ぜひご連絡ください。

次回の本事務所講師登録会は、10月24日(土)の午前中に開催する予定です。詳細は、ホームページに掲載しております。なお、講師登録会に限らず、講師の募集は随時行っています。電話でお問い合わせください。

千葉県教育庁葛南教育事務所

住所：船橋市浜町2丁目5番1号

電話：047-433-6017

